

様式第二号の九(第八条の四の六関係)

(第1面)

産業廃棄物処理計画実施状況報告書

令和5年5月30日

北九州市長 武内 和久 様

提出者

住 所 北九州市戸畠区大字中原46番93

氏 名 光和精鉱株式会社

代表取締役 加納 瞳也

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 093-872-5078

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第10項の規定に基づき、令和4年度の産業廃棄物処理計画の実施状況を報告します。

事 業 場 の 名 称	光和精鉱 株式会社
事 業 場 の 所 在 地	北九州市戸畠区大字中原46番93
事 業 の 種 類	産業廃棄物処分業
産業廃棄物処理計画における 計 画 期 間	平成4年4月1日～令和5年3月31日

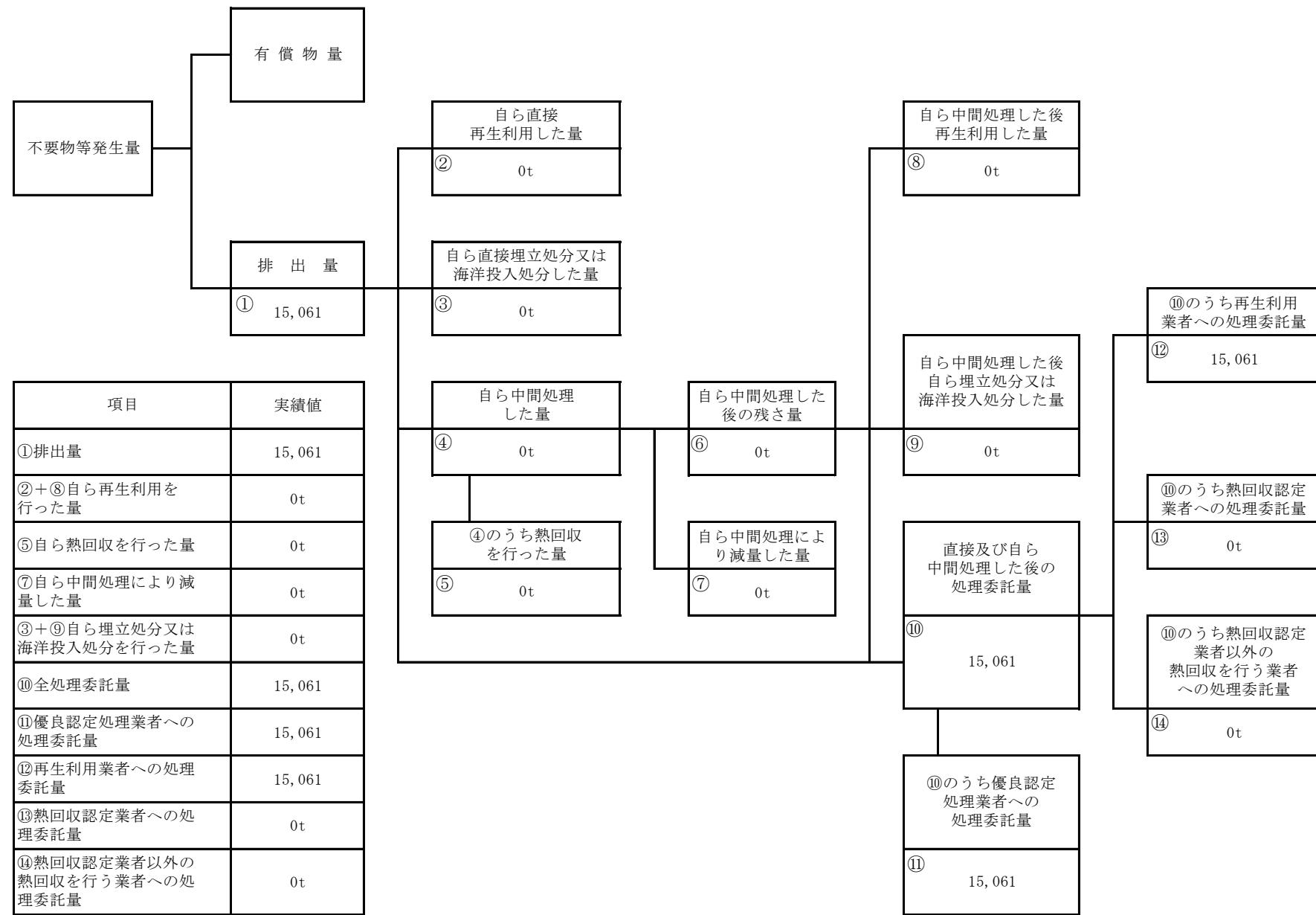
産業廃棄物処理計画における目標値

項目	目標値	項目	目標値
排 出 量	20,080 t	全 処 理 委 託 量	20,080 t
自ら再生利用を行う 産業廃棄物の量	0 t	優良認定処理業者への 処理委託量	20,000 t
自ら熱回収を行う 産業廃棄物の量	0 t	再生利用業者への 処理委託量	20,080 t
自ら中間処理により減量する 産業廃棄物の量	0 t	認定熱回収業者への 処理委託量	0 t
自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行う 産業廃棄物の量	0 t	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	0 t
※事務処理欄			

(日本工業規格 A列4番)

計画の実施状況

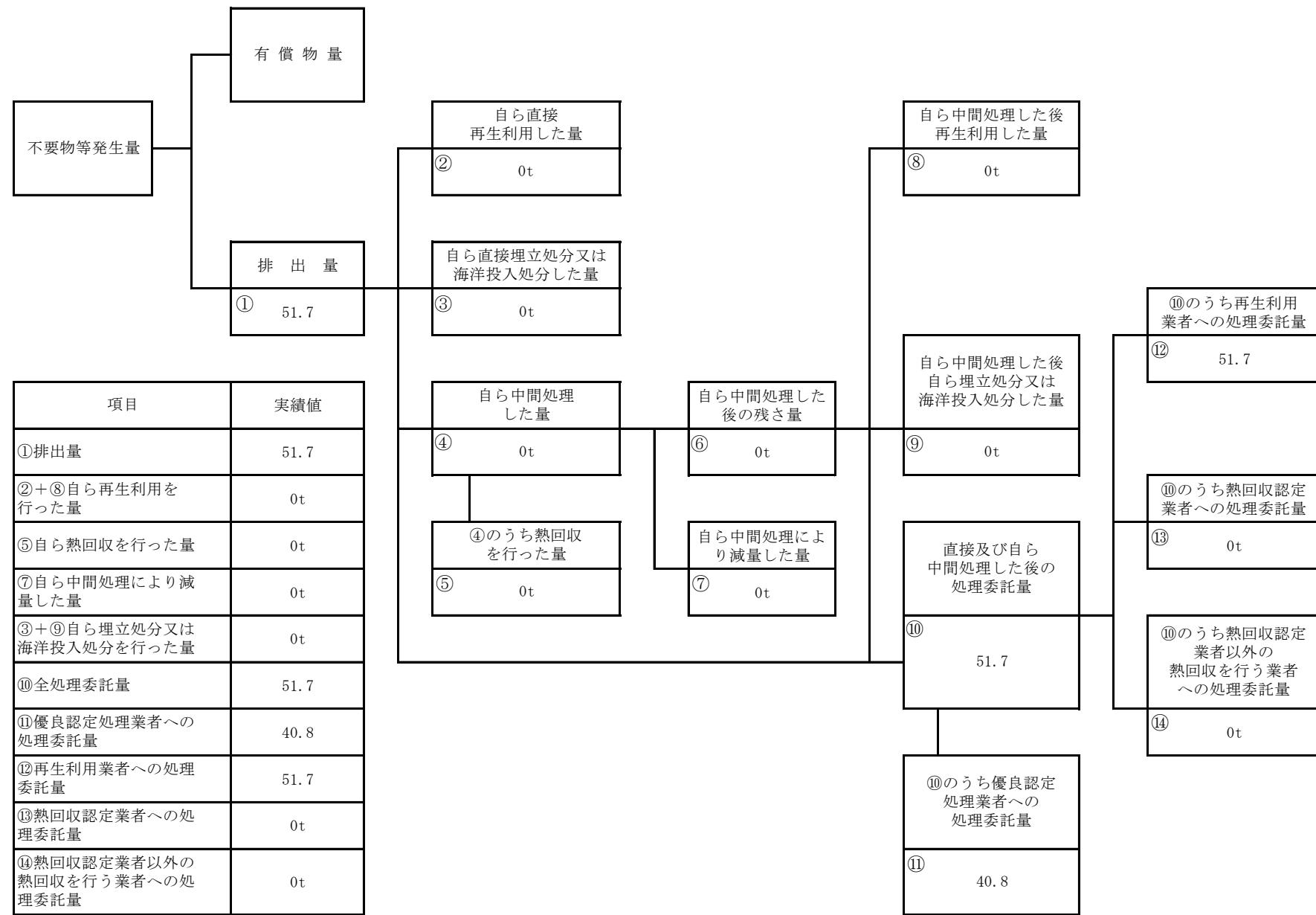
(産業廃棄物の種類： 燃え殻)



計画の実施状況

(産業廃棄物の種類： 廃プラスチック類)

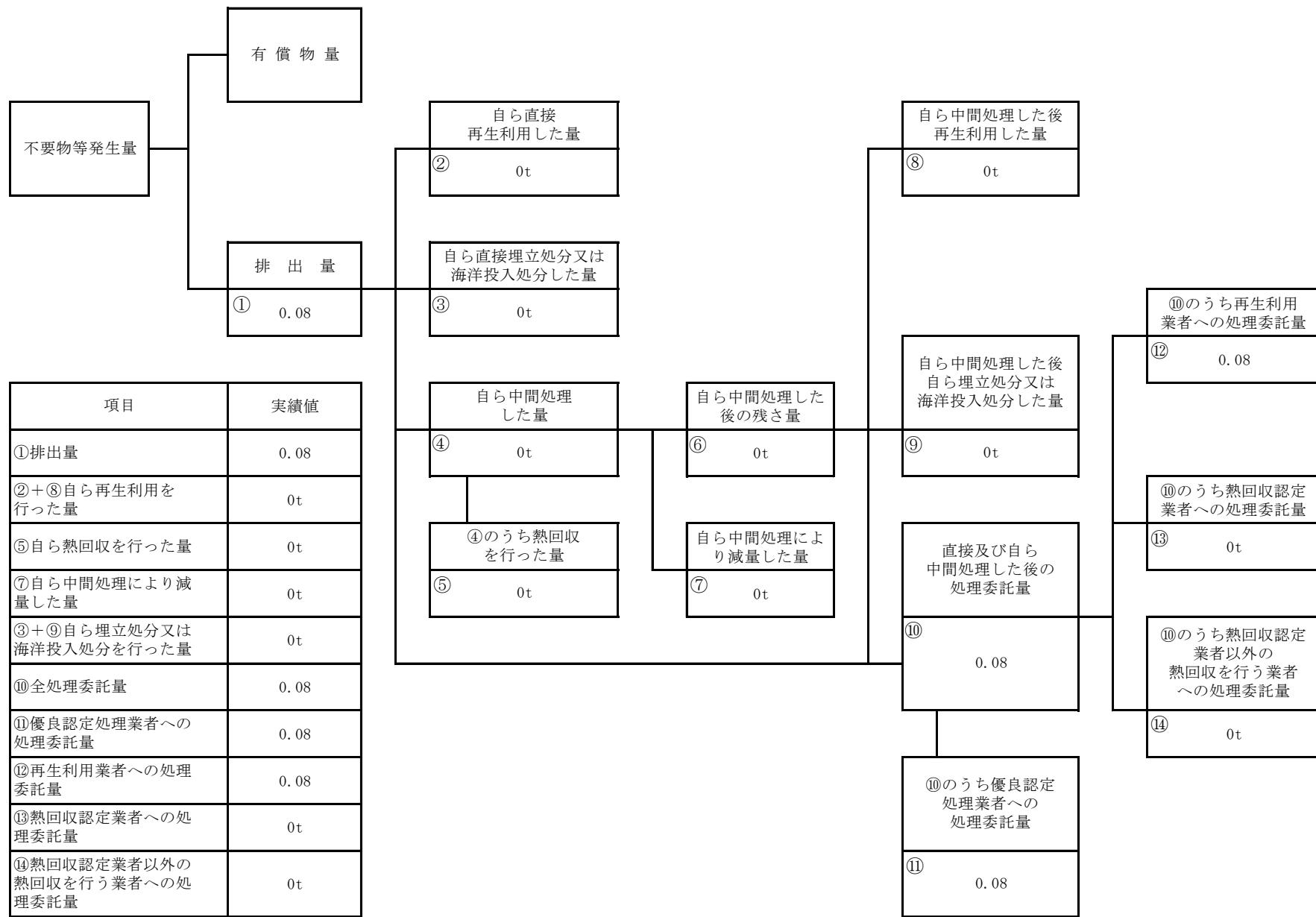
)



計画の実施状況

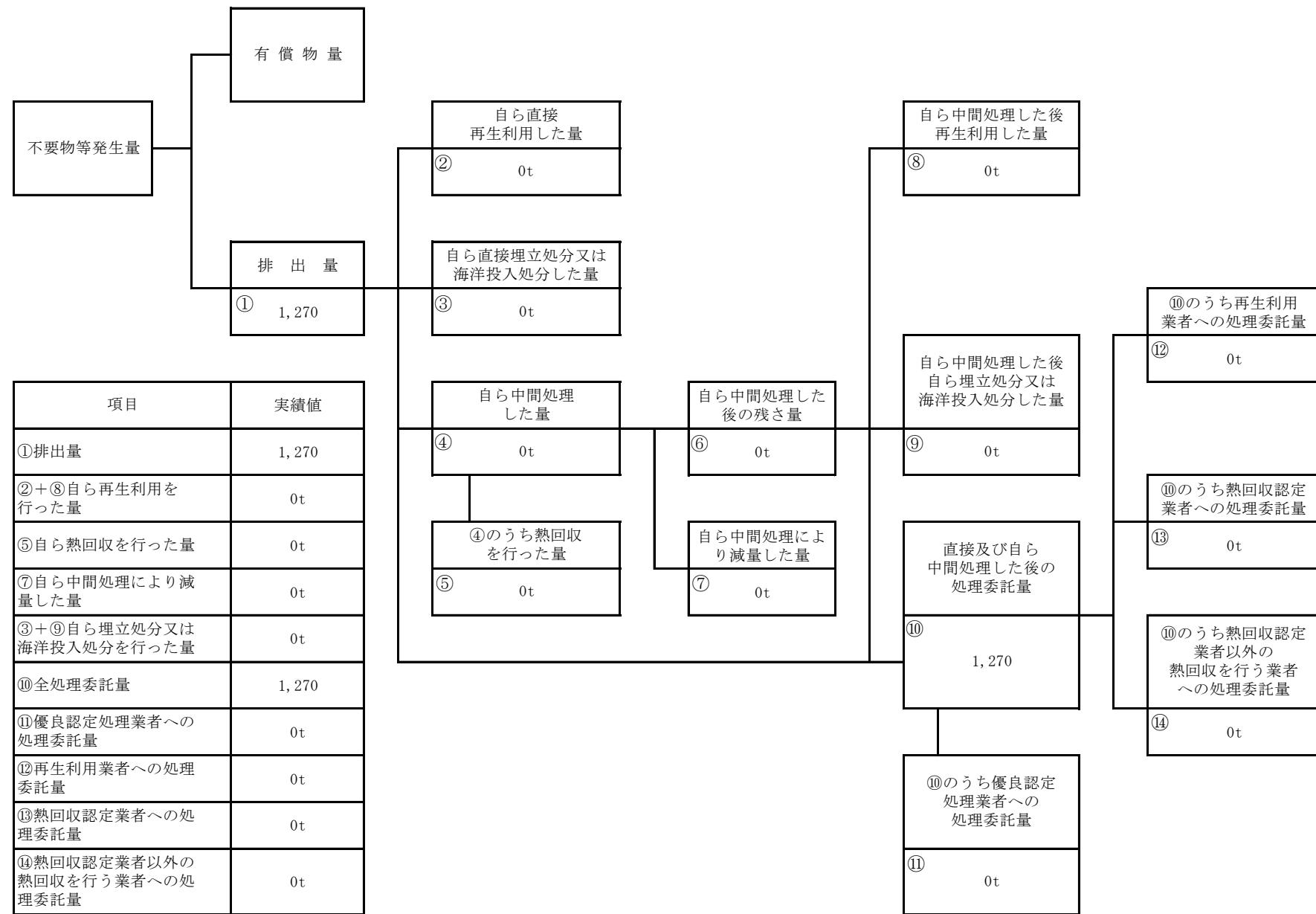
(産業廃棄物の種類：ガラスくず)

)



計画の実施状況

(産業廃棄物の種類： 汚泥)



備考

- 1 翌年度の6月30日までに提出すること。
- 2 「事業の種類」の欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
- 3 「産業廃棄物処理計画における目標値」の欄には、項目ごとに、産業廃棄物処理計画に記載した目標値を記入すること。
- 4 第2面には、前年度の産業廃棄物の処理について、①～⑭の欄のそれぞれに、(1)から(14)に掲げる量を記入すること。
 - (1) ①欄 当該事業場において生じた産業廃棄物の量
 - (2) ②欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら再生利用した量
 - (3) ③欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら埋立処分又は海洋投入処分した量
 - (4) ④欄 (1)の量のうち、自ら中間処理をした産業廃棄物の当該中間処理前の量
 - (5) ⑤欄 (4)の量のうち、熱回収を行った量
 - (6) ⑥欄 自ら中間処理をした後の量
 - (7) ⑦欄 (4)の量から(6)の量を差し引いた量
 - (8) ⑧欄 (6)の量のうち、自ら利用し、又は他人に売却した量
 - (9) ⑨欄 (6)の量のうち、自ら埋立処分及び海洋投入処分した量
 - (10) ⑩欄 中間処理及び最終処分を委託した量
 - (11) ⑪欄 (10)の量のうち、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令 第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量
 - (12) ⑫欄 (10)の量のうち、処理業者への再生利用委託量
 - (13) ⑬欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量
 - (14) ⑭欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量
- 5 第2面の左下の表には、項目ごとに、産業廃棄物処理計画に記載したそれぞれの実績値を記入すること。
- 6 産業廃棄物の種類が2以上あるときは、産業廃棄物の種類ごとに、第2面の例により産業廃棄物処理計画の実施状況を明らかにした書面を作成し、当該書面を添付すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

様式第二号の八(第八条の四の五関係)

(第1面)

産業廃棄物処理計画書

令和5年5月30日

北九州市長 武内 和久 様

提出者

住 所 北九州市戸畠区大字中原46番93

氏 名 光和精鉱株式会社

代表取締役 加納 瞳也

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 093-872-5078

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	光和精鉱株式会社
事業場の所在地	北九州市戸畠区大字中原46番93
計画期間	令和5年4月1日から令和6年3月31日

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

①事業の種類	産業廃棄物処分業
②事業の規模	産業廃棄物処理量 151,526t (令和4年度)
③従業員数	174名
④産業廃棄物の一連の処理の工程	製鐵所から発生する集塵ダストと産業廃棄物を原料とし、製鐵原料用鉄ペレットとセメント鉄源用の酸化鉄粉【燃え殻】を生産すると共に、受入産業廃棄物中に含まれる非鉄金属（銅・亜鉛等）を回収・販売している。 ※セメント会社向け酸化鉄粉【燃え殻】は、売値から運搬費を差し引いた金額が、マイナスとなる事から、マニフェストを発行し、廃棄物としてカウントしている。

(日本工業規格 A列4番)

(第2面)

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)
・別紙のとおり

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（令和4年度）実績】					
	産業廃棄物の種類	燃え殻	廃プラスチック類	ガラスくず	汚泥	
	排 出 量	15,061 t	51.7 t	0.08 t	1,270 t	
	(これまでに実施した取組)					
<ul style="list-style-type: none"> セメント会社向け酸化鉄粉【燃え殻】の、市内の売却先事業者の探索を行っているが、現在は全て運搬費用の高い市外の事業者となっている。 ※セメント会社向け酸化鉄粉【燃え殻】は、リサイクル原料であるが、売値から運搬費を差し引いた金額が、マイナスとなる事から、マニフェストを発行し、廃棄物としてカウントしている。 汚泥（含水率高のセメント鉄焼鉱）は、汚泥置場スペースが逼迫した為、廃棄物として外部業者へ処理委託した。 						
②計画	【目標】					
	産業廃棄物の種類	燃え殻	廃プラスチック類	ガラスくず	汚泥	
	排 出 量	20,000 t	80 t	0.1 t	1,200 t	
	(今後実施する予定の取組)					
<ul style="list-style-type: none"> セメント会社向け酸化鉄粉【燃え殻】については、2023年度も2022年度と同等であると予想される。 廃プラの排出については、2023年度も2022年度と同等であると予想される。 汚泥の排出はについては、2023年度も2022年度と同等であると予想される 						

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 特になし
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 特になし

(第3面)

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

		【前年度（令和4年度）実績】				
①現状	産業廃棄物の種類	燃え殻	廃プラスチック類	ガラスくず	汚泥	
	自ら再生利用を行った 産業廃棄物の量	0 t	0 t	0 t	0 t	
	(これまでに実施した取組)					
		【目標】				
②計画	産業廃棄物の種類	燃え殻	廃プラスチック類	ガラスくず	汚泥	
	自ら再生利用を行う 産業廃棄物の量	0 t	0 t	0 t	0 t	
	(今後実施する予定の取組)					

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

		【前年度（令和4年度）実績】				
①現状	産業廃棄物の種類	燃え殻	廃プラスチック類	ガラスくず	汚泥	
	自ら熱回収を行った 産業廃棄物の量	0 t	0 t	0 t	0 t	
	自ら中間処理により減量した 産業廃棄物の量	0 t	0 t	0 t	0 t	
		(これまでに実施した取組)				
		【目標】				
②計画	産業廃棄物の種類	燃え殻	廃プラスチック類	ガラスくず	汚泥	
	自ら熱回収を行う 産業廃棄物の量	0 t	0 t	0 t	0 t	
	自ら中間処理により減量する 産業廃棄物の量	0 t	0 t	0 t	0 t	
		(今後実施する予定の取組)				

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項						
①現状	【前年度（令和4年度）実績】					
	産業廃棄物の種類	燃え殻	廃プラスチック類	ガラスくず	汚泥	
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行った 産業廃棄物の量	0 t	0 t	0 t	0 t	
	(これまでに実施した取組)					
②計画	【目標】					
	産業廃棄物の種類	燃え殻	廃プラスチック類	ガラスくず	汚泥	
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行う 産業廃棄物の量	0 t	0 t	0 t	0 t	
	(今後実施する予定の取組)					

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

(第5面)

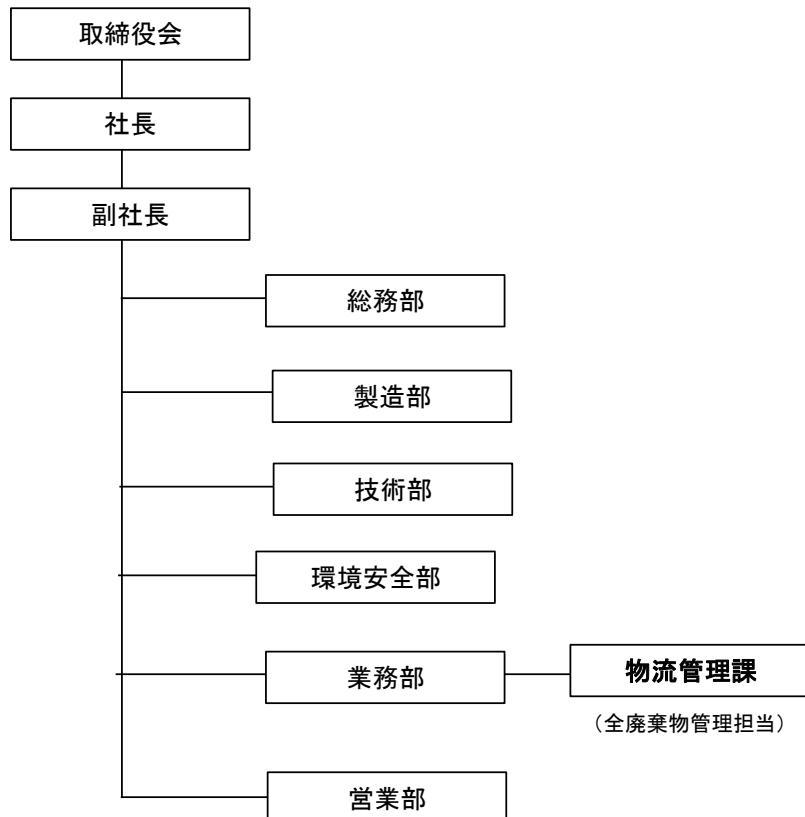
		【目標】					
		産業廃棄物の種類	燃え殻	廃プラスチック類	カーボン ガスくず	汚泥	
②計画	全処理委託量	20,000 t	80 t	0.1 t	1.200 t		
	優良認定処理業者への 処理委託量	20,000 t	0 t	0.1 t	0 t		
	再生利用業者への 処理委託量	20,000 t	80 t	0.1 t	0 t		
	認定熱回収業者への 処理委託量	0 t	0 t	0 t	0 t		
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	0 t	0 t	0 t	0 t		
(今後実施する予定の取組)							
<ul style="list-style-type: none"> ・セメント会社向け酸化鉄粉【燃え殻】については、2023年度も2022年度と同等であると予想される。 ・廃プラスチックの排出については、2023年度は2022年度と同等であると予想される。 ・汚泥の排出については、2023年度は2022年度と同等であると予想される。 							
※事務処理欄							

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「—」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

2023年5月30日

別紙…廃棄物処理管理体制図



様式第二号の十四(第八条の十七の三関係)

(第1面)

特別管理産業廃棄物処理計画実施状況報告書

令和5年5月30日

北九州市長 武内 和久 様

提出者

住 所 北九州市戸畠区大字中原46番93

氏 名 光和精鉱株式会社

代表取締役 加納 瞳也

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 093-872-5078

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第11項の規定に基づき、令和4年度の特別管理産業廃棄物処理計画の実施状況を報告します。

事 業 場 の 名 称	光和精鉱株式会社
事 業 場 の 所 在 地	北九州市戸畠区大字中原46番93
事 業 の 種 類	産業廃棄物処分業
特別管理産業廃棄物処理計画における 計 画 期 間	令和4年4月1日から令和5年3月31日

特別管理産業廃棄物処理計画における目標値

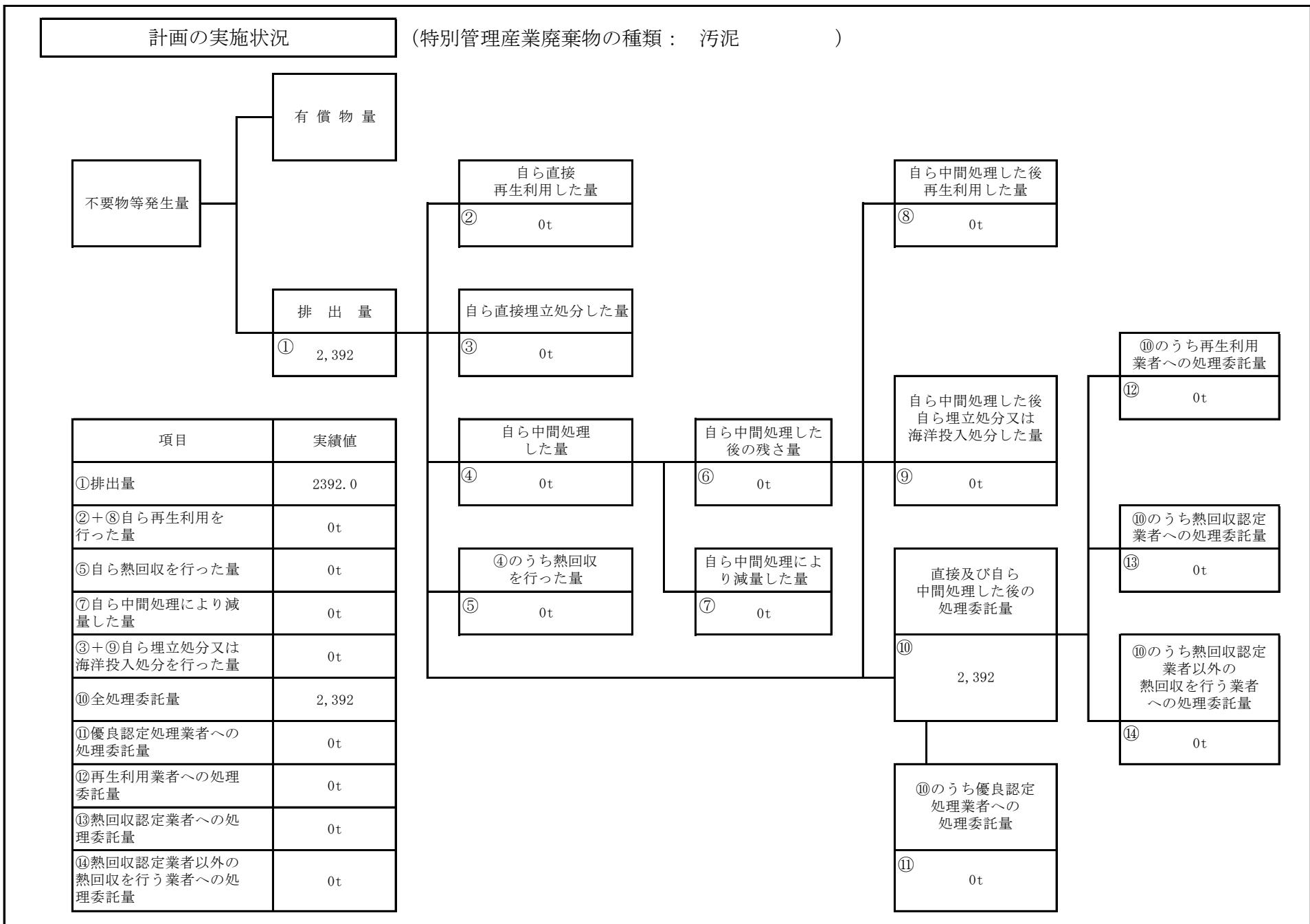
項目	目標値	項目	目標値
排 出 量	1,000 t	全 处 理 委 託 量	1,000 t
自ら再生利用を行う 特別管理産業廃棄物の量	0 t	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	0 t
自ら熱回収を行う 特別管理産業廃棄物の量	0 t	再生利用業者への 処 理 委 託 量	0 t
自ら中間処理により減量する 特別管理産業廃棄物の量	0 t	認定熱回収業者への 処 理 委 託 量	0 t
自ら埋立処分 を行いう 特別管理産業廃棄物の量	0 t	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量	0 t

電子情報処理組織の使用に関する事項

特別管理産業廃棄物排出量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)	前々年度 0 t	前 年 度 0 t
(電子情報処理組織の使用に関して実施した取組)		
※事務処理欄		

(日本工業規格 A列4番)

(第2面)



備考

- 1 翌年度の6月30日までに提出すること。
- 2 「事業の種類」の欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
- 3 「特別管理産業廃棄物処理計画における目標値」の欄には、項目ごとに、特別管理産業廃棄物処理計画に記載した目標値を記入すること。
- 4 第2面には、前年度の特別管理産業廃棄物の処理について、①～⑯の欄のそれぞれに、(1)から(16)に掲げる量を記入すること。
 - (1) ①欄 当該事業場において生じた特別管理産業廃棄物の量
 - (2) ②欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら再生利用した量
 - (3) ③欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら埋立処分した量
 - (4) ④欄 (1)の量のうち、自ら中間処理をした特別管理産業廃棄物の当該中間処理前の量
 - (5) ⑤欄 (4)の量のうち、熱回収を行った量
 - (6) ⑥欄 自ら中間処理をした後の量
 - (7) ⑦欄 (4)の量から(6)の量を差し引いた量
 - (8) ⑧欄 (6)の量のうち、自ら利用し、又は他人に売却した量
 - (9) ⑨欄 (6)の量のうち、自ら埋立処分又は海洋投入処分した量
 - (10) ⑩欄 中間処理及び最終処分を委託した量
 - (11) ⑪欄 (10)の量のうち、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（以下「令」という。）第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量
 - (12) ⑫欄 (10)の量のうち、処理業者への再生利用委託量
 - (13) ⑬欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量
 - (14) ⑭欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量
- 5 第2面の左下の表には、項目ごとに、特別管理産業廃棄物処理計画に記載したそれぞれの実績値を記入すること。
- 6 特別管理産業廃棄物の種類が2以上あるときは、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、第2面の例により特別管理産業廃棄物処理計画の実施状況を明らかにした書面を作成し、当該書面を添付すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前々年度及び前年度における特別管理産業廃棄物の排出量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物（令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。）を除く。）並びに電子情報処理組織使用義務者にあっては前年度に実施した電子情報処理組織の使用に関する取組（情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の31の4に該当したときは、その旨及び理由を含む。）について記入すること。
- 8 ※欄は記入しないこと。

様式第二号の十三(第八条の十七の二関係)

(第1面)

特別管理産業廃棄物処理計画書

令和5年5月30日

北九州市長 武内 和久 様

提出者

住 所 北九州市戸畠区大字中原46番93

氏 名 光和精鉱株式会社

代表取締役 加納 瞳也

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 093-872-5078

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	光和精鉱株式会社
事業場の所在地	北九州市戸畠区大字中原46番93
計画期間	令和5年4月1日から令和6年3月31日

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

①事業の種類	産業廃棄物処分業
②事業の規模	産業廃棄物処理量 151,526t (令和4年度)
③従業員数	174名
④特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	製鐵所から発生する集塵ダストと産業廃棄物を原料と熱源とし、製鐵原料用鉄ペレットとセメント鉄源用の酸化鉄粉【燃え殻】を生産すると共に、受入産業廃棄物中に含まれる非鉄金属（銅・亜鉛等）を回収・販売している。 この亜鉛回収工程において、回収物中の亜鉛含有濃度を向上（亜鉛以外の不純物フッ素を減少）させる為に、水酸化カルシウムにてフッ化カルシウム（汚泥）として事前に凝集沈殿除去を行っている。 また、この汚泥はCd特管に該当する。

(日本工業規格 A列4番)

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

- ・別紙のとおり

特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

【前年度（令和4年度）実績】			
特別管理産業廃棄物の種類	汚泥		
排 出 量	2,392 t	t	

①現状

(これまでに実施した取組)

- ・発生したフッ化カルシウム汚泥は、2019年4月から外部の処理業者へ処理委託することとしている。
- ・社内置き場に保管している鉄回収工程から発生する水酸化鉄汚泥及び2号焙焼炉の排ガス処理設備から発生する酸化鉄濁物の一部は、社内置き場確保のため2022年4月から外部の処理業者へ処理委託することとしている。
- ・いずれの汚泥も委託先の処理業者にて不溶化処理後、ひびき灘開発株管理型埋め立て地へ埋め立て実施。

【目標】

特別管理産業廃棄物の種類	汚泥		
排 出 量	3,000 t	t	

②計画

(今後実施する予定の取組)

- ・2023年度においても2022年度とほぼ同等であると予想される。

特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)

①現状

- ・特に分別はなし。

(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)

②計画

- ・特に分別はなし。

(第3面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項			
①現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	汚泥	
	自ら再生利用を行った 特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
(これまでに実施した取組)			
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	汚泥	
	自ら再生利用を行う 特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
(今後実施する予定の取組)			
自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項			
①現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	汚泥	
	自ら熱回収を行った 特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
	自ら中間処理により減量した 特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
(これまでに実施した取組)			
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	汚泥	
	自ら熱回収を行う 特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
	自ら中間処理により減量する 特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
(今後実施する予定の取組)			

(第4面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項

①現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	汚泥	
	自ら埋立処分を行った 特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	汚泥	
	自ら埋立処分を行う 特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
	(今後実施する予定の取組)		

特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	汚泥	
	全処理委託量	2,392 t	t
	優良認定処理業者への 処理委託量	0 t	t
	再生利用業者への 処理委託量	0 t	t
	認定熱回収業者への 処理委託量	0 t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	0 t	t
	(これまでに実施した取組) ・排出した汚泥は処理委託先にて適正な安定化処理を行い、埋め立て処分を行っている。		

②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	汚泥	
	全処理委託量	3,000 t	t
	優良認定処理業者への 処理委託量	0 t	t
	再生利用業者への 処理委託量	0 t	t
	認定熱回収業者への 処理委託量	0 t	t
認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量			
(今後実施する予定の取組) ・2023年度においても2022年度とほぼ同等であると予想される。			
電子情報処理組織の使 用に関する事項	【前年度（令和4年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物 排 出 量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)	0 t	
	(今後実施する予定の取組等)		
※事務処理欄			

備考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（以下「令」という。）第6条の14第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物（令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。）を除く。）を記入すること。その量が50トン以上の者にあっては、今後の電子情報処理組織の使用に関する取組等（情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の31の4に該当するときは、その旨及び理由を含む。）について記入すること。
- 8 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記

入すべき事項がないときは、「—」を記入すること。

9 ※欄は記入しないこと。

2023年5月30日

別紙…廃棄物処理管理体制図

